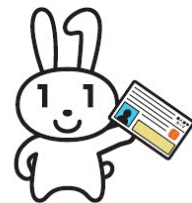


〈母子手帳交付〉マイナンバーカードをお持ちでない方の本人確認について

マイナンバー通知カードがR2年5月25日に廃止されたことに伴い、本人確認方法が変更になりました。ご不明な点があれば、保健センター（0893-44-6155）までお問合せください。



①妊娠届出時点で、住民票とマイナンバー通知カードに記載されている住所・氏名が一致している場合

⇒マイナンバー通知カードは有効です。

〈持参物〉

- ・本人確認書類（運転免許証等）※1
- ・マイナンバー通知カード



②妊娠届出時点で、住民票とマイナンバー通知カードに記載されている住所・氏名が一致していない場合

⇒マイナンバー通知カードは無効です。詳しくはご相談ください。

〈持参物〉

- ・本人確認書類（運転免許証等）※1

※1 本人確認書類について

・顔写真のあるもの1点（原本）

⇒運転免許証、パスポートなど

・顔写真のないもの2点（原本）

⇒医療保険証、年金手帳、障害者手帳、公的資格の免許証など

*いずれの場合も、有効期限内のものに限ります。

*面談当日に原本が提示できない場合は、ご相談ください。

